

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

警察本部庁舎保守管理業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は委託費用の総額とし、契約申込金額（課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）及び空調設備管理（運転保守）のいずれにも登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年1月20日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 平成31年4月1日以降に国又は地方公共団体の施設を管理する者が発注した延べ床面積5,000平方メートル以上の建物の庁舎（設備）保守管理業務（作業現場で技術員を常時在駐させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を元請けとして完了した、若しくは履行中の実績を有している者であること。

(7) 本件業務の履行期間中、次に掲げる要件をいずれか満たす技術員（以下「技術員」という。）を3人専任し、現場常駐体制を組むことが可能である者であること。

なお、本件業務の専任技術員3人は、それぞれの基準を満たす者が1人（アについては2人）以上であること。

ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項の第一種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について5年以上の実務経験を有すること。

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けていること。

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項の危険物取扱者免状のうち、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（第4類に限る。）の交付を受けていること。

エ パソコンの基本操作（表計算ソフト（Microsoft-Excelに限る。））ができること。

オ 中央監視制御装置の運転について3年以上の実務経験を有すること。

(8) 緊急時等に2時間以内に技術員を鳥取県警察本部庁舎へ到着させ対応できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎管理係

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

電子メール k_tyoushaseibihosa@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月14日（火）から令和7年2月12日（水）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月26日（水）午前10時00分

イ 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

(5) 郵便等による入札

不可

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、1の(1)業務の名称及び数量並びに入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を、4の(1)の場所に令和7年2月13日（木）午後5時までに持参又は郵送等により提出（ファクシミリ及び電子メールは不可とする）し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による場合は、書留郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成25年12月16日付第201300145029号鳥取県総務部長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格から最低制限価格までの価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。